

○国土交通省令第二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

<p>改正後</p>	<p>(簡易型船舶自動識別装置)</p> <p>第三百十一條の二十一の二 旅客船その他旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶(いずれも沿海区域を航行区域とする船舶に限り、次に掲げる船舶を除く。)には、簡易型船舶自動識別装置を備えなければならない。</p> <p>一 船舶自動識別装置を備える船舶</p> <p>二 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備える船舶</p> <p>第八編 (略)</p>
<p>改正前</p>	<p>(新設)</p> <p>第八編 (略)</p>

(小型船舶安全規則の一部改正)

第二条 小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(適用)</p> <p>第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百十一条の二十一の二及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。</p> <p>(救命設備の備付数量)</p> <p>第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。） 一個</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>2〜9 (略)</p> <p>(小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2   浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。</p> <p>(衛星航法装置)</p>
改正前	<p>(適用)</p> <p>第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。</p> <p>(救命設備の備付数量)</p> <p>第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 一個</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>2〜9 (略)</p> <p>(小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛星航法装置)</p>

第八十四条の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶  
(推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第  
二条第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。)とが結合して  
一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推  
進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程第百四十六条の二十四第  
二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなけれ  
ばならない。

第八十四条の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶  
(推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第  
二条第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。)とが結合して  
一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推  
進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六  
号)第百四十六条の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二  
種衛星航法装置を備えなければならない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

### （船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下この条において「新船舶設備規程」という。）第三百十一条の二十一の二の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶（同条各号に掲げる船舶を除く。以下この条において「特定船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶については、当該各号に定める期間は、適用しない。

一 イ又はロに掲げる船舶（遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。）及びこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）（ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）

イ 施行日前に建造契約が結ばれた旅客船（建造契約がない旅客船にあつては、令和六年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該旅客船について施行日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ 令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの 施行日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

## 二 遊漁船 当分の間

2 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁（小型船舶にあつては、管海官庁又は小型船舶検査機構（次条において「検査機関」という。））。以下この条において同じ。）の指示するところによることができる。

一 当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

二 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める船舶の位置情報を発信することができる装置を当該現存船に備え付けている場合であつて、当該装置を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ 前項第一号イに掲げる船舶 施行日から当該旅客船について施行日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ 前項第一号ロに掲げる船舶 令和七年四月一日から当該船舶について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の規定にかかわらず、特定船舶のうち第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ロに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条において「新小型船舶安全規則」という。）第五十八条第一項に規定する小型船舶（次項において「小型船舶」という。）のうち次の各号に掲げる船舶に係る救命設備の備付けについては、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

- 一 イからホまでに掲げる船舶（遊漁船及び施行日（ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）それぞれイからホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶に備え付けている間
- イ 旅客船であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（新小型船舶安全規則第三条の規定により検査機関が新小型船舶安全規則の規定に適合する小型船舶用衛星



利用非常用位置指示無線標識装置と同等以上の効力を有すると認める設備を含む。以下この号において同じ。）を備え付けているもの

ロ 施行日に現に建造契約が結ばれている旅客船（建造契約がない旅客船にあつては、施行日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

ハ 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であつて施行日に現に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けているもの

ニ 新船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶であつて施行日から令和七年四月一日までの間に小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けるもの

ホ 令和七年四月一日に現に建造契約が結ばれている新船舶設備規程第三百十一条の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和七年四月一日に現に建造中であるもの）であつて小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付ける予定のもの

## 二 遊漁船 当分の間

2 新小型船舶安全規則第五十八条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、小型船舶のうち前項第一号イからホまでに掲げる船舶（遊漁船を除き、施行日（同号ハからホまでに掲げる船舶にあつては、令和七年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行ったものに限る。）につ

いては、検査機関の指示するところによることができる。